745-0031　周南市銀南街21　銀南ビル２階
銀座社会保険労務士法人　代表社員　吉国　智彦
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:https://ginza-syaroushi.com/

紫陽花：光市光井にて（令和２年６月17日）

雇用調整助成金

1　雇用調整助成金の舞台裏

現下の緊急課題は、新型コロナウイルス感染症の抑止と経済活動の両立です。そのための一つとして、雇用の維持を図るために雇用調整助成金があります。これについて、支給拡大や支給手続きの改善が相次いで図られており、厚生労働省は大いに努力をしています。おそらく土日祝日なし、不眠不休の毎日であると想像されます。仮眠所なんて気の利いたものはなく、椅子に座ったまま、床に新聞紙を引いて寝る始末で（今も変わらないのでは）、職員の健康を願わずにはおれません。

2　評判

そうであるにもかかわらず、街の評判は芳しくないことが実態です。その理由は、制度のわかりづらさにあります。5 月に休業し、給与をこれまでどおり 100 万円支給したので、その助成を請求するとしたときに、助成金の算出は、前年度の労働保険年度更新の数字となっています。また、100 万円といっても、雇用保険被保険者とそうでない者に分かれますから、そこでまた複雑になります。

企業自ら申請しようとすれば、電話をかけまくって、職業安定所へ 5、6 回は通うことになりかねません。専属で担当していればともかく、そうでないときは投げ出すしかないでしょう。

更に、手続きを一夜漬けで構築しているため、「令和２年６月５日(金)に、雇用調整助成金等オンライン受付システムで、不具合が発生したことが判明しました。度重なり、このような事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。ご利用になられた皆様には突然の運用停止により申請作業を中断してしまい誠に申し訳ありません」（厚生労働省ＨＰ）と、不具合が生じます。

ここでまた評判を落とし、努力は報われません。

3　うまくいかない理由その１

社会保険庁での年金記録問題（消えた年金などと騒がれました）のときには、当職は、本庁勤務でした。

国会で大騒動となれば、直ちに対応命令が下り、一晩で企画を立て、現場へ指示命令となる構図です。昨日、国会で問題となったことが、今日は、現場指示となります。こうなると、正確さよりも対応の速度が求められる感じです。したがって、手戻りや混乱が生じ、そうこうしているうちに、疲弊してロクな仕事にならない負の循環に陥るのです。

年金法の法律改正を行うと、施行は法律が公布されてから 6 か月や 1 年後となります。何故、そんなに時間がかかるのか。施行に向けた準備が必要だからで、とりわけシステム開発に長い時間を必要とします。

委託業者へそのシステムを構築させることになり、当該業者は、慎重に検証し、

プログラムを書き込み、テストを何回も重ね、不具合を修正し、きちんと機能するシステムが出来上がるのです。

いいものは手間暇がかかり、インスタントは当座しのぎの代物でしかないことは常識です。

4 うまくいかない理由その 2

難しくなる理由は、企業側にもあります。厚生労働省では、当然、法令で考えますから、法令上、こんな書面がある、こんな管理がされている前提となります。企業側では、普段から考えていない事項で意味がわかりにくいのです。一部企業では、作るべき書面を作成していない、管理をしていないという交わらない関係にもなっています。

労働保険に加入していない、賃金台帳を作成していないとなれば、助成金支給の前提がないわけです。事業は、諸帳簿の作成管理、労働者の雇用管理が前提として成立することを改めてご認識いただき、新型コロナウイルス感染症といういわば黒船来襲を契機として、改革をすればそれだけで大いに意味があります。

5 拡充・特例

うまくいかないことに更に拍車をかけているのが相次ぐ拡充、特例です。内容がコロコロ変わって、毎日、見張っておくわけにいきませんから、「ええっ‼また変わったの」とならざるを得ません。

当職の実感として、雇用調整助成金制度は、はっきり言うと、中小企業（特に小規模事業者）には向いてないのです。この制度の要件を真面目にあてはめると、ほとんどの企業は要件を満たすことができず不支給です。諸帳簿があって、雇用管理ができているだけでは要件を満たすことはできません。それを避けるため、拡充、特例と称して、本来要件を適用していないのです。

何故、最初からそうしないかとごもっともなご指摘になりそうですですが、法令を無視することはできない相談です。雇用を維持する政策として、支給するために要件緩和しているとご理解いただくとよいです。

6 改革と感謝

改革をせざるを得ない時です。国は、助成金・緊急融資など、簡素で効率的な制度を構築し、企業は、平素からの事業継続の備え、適正な雇用管理に向けて努力することが必要です。

ひねれば水が出る、着るものがある、食べ物も一応あります。先人の努力の延長線を歩んでいます。不満を唱える前に感謝が前提ではないでしょうか。

当法人では、雇用調整助成金のご相談を承っております

745-0031　周南市銀南街 21　銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人　社会保険労務士　吉国智彦
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL：https://ginza-syaroushi.com/